

(平成13年度第2号諮問事案)

横 情 審 第 1 号  
平成14年(2002年)11月14日

横須賀市長 沢田秀男 様

横須賀市情報公開審査会  
委員長 安達和志

公文書の部分公開決定に関する異議申立てについて(答申)

平成14年3月1日付け横港総第156号で諮問された「横須賀港走水大津地区漁場改良事業に関する質問書及びその回答」に係る公文書部分公開決定に関する異議申立てについて、次のとおり答申する。

1 審査会の結論

横須賀市長(以下「実施機関」という。)が「横須賀港走水大津地区漁場改良事業に関する質問書及びその回答」を部分公開とした決定(以下「本件処分」という。)は妥当ではなく、その全部を公開すべきである。

2 本件の異議申立ての対象とされた公文書

横須賀港走水大津地区漁場改良事業に関して実施機関が平成13年11月28日付けで收受した質問書及びこれに対する実施機関の平成13年12月7日付け回答書(横港総第123号)(以下「本件文書」という。)

### 3 異議申立ての趣旨

異議申立人は、実施機関が平成14年1月29日付けで行なった本件処分の取消しを求めるというものである。

### 4 異議申立ての経緯

(1) 平成14年1月15日、異議申立人(以下「申立人」という。)は、本件文書について、情報公開条例(平成13年横須賀市条例第4号。以下「条例」という。)10条1項の規定に基づき実施機関に対し、公文書公開請求を行った。

(2) 同年1月29日、実施機関は、本件文書について部分公開決定を行い、非公開部分の概要と下記の非公開理由を記して、本人あて通知した。

条例7条2号アに該当する。

質問書中の「質問者の名称、運動理念」及び回答書中の「回答の相手先」は、当該法人等の活動の自由や結社の自由が損なわれる情報であり、公開することにより当該法人等の権利を害するおそれがあるため。

質問書中で「指摘されている法人等の名称及び指摘されている内容」は、名誉侵害や社会的評価の低下につながる情報であり、公開することにより当該法人等に不利益を与えるおそれがあるため。

(3) 同年2月18日、申立人は、上記決定に不服があるとして、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)6条に基づき、実施機関へ異議申立書を提出した。

### 5 両者の主張

#### (1) 申立人の主張

申立人が、異議申立書及び平成14年7月19日の当審査会に対する口頭意見陳述において主張した主たる異議申立ての理由は、次のように要約することができる。

ア 質問書は「公開質問書」と記載されており、質問者はむしろ公開されることを望んでいるものであるから秘密性はなく、不利益になるとは思われない。

イ 質問書中で「指摘されている法人等の名称」については、登記簿に記載されている情報であり、非公開とする必要がない。

ウ 質問書中で「指摘されている内容」については、部分公開された内容からも、誹謗中傷でしかないことが推察され、名誉侵害や社会的評価の低下につながるようなことはないと考ええる。

エ 本件の背景にある実施機関が許可した漁場改良工事についての行政庁としての姿勢に問題があり、その関連で本件文書の公開を求めている。ここで法人が何を指摘されているかについては、行政が関与している問題として市民へ知らされるべきである。

## (2) 実施機関の説明要旨

実施機関は、平成14年3月25日提出の諾否決定理由説明書及び同年8月22日の当審査会に対する口頭説明において、次のように説明した。

ア 質問書中の「質問者の名称」及び回答書中の「回答の相手先」(質問者と同一)については、実在する団体が確認されておらず、類似する団体においては、「公開質問書」と題していても無断で公開することに異議を唱えることが多いため、その活動や結社の自由が損なわれると判断した。

イ 質問書中の「質問者の運動理念」については、民主主義国家において正当に認められている団体を否定したり、文章表現から質問者の運動理念とは相反した結果に読み取られかねない部分があることから、その活動や結社の自由が損なわれると判断した。

ウ 質問書中で「指摘されている法人等の名称及び指摘されている内容」については、内容が抽象的で信憑性のないことの羅列であり、具体的に指摘している部分は明らかに事実と反してい

る誹謗中傷であるため、当該法人等の名誉侵害や社会的評価の低下につながると判断した。

## 6 審査会の判断

審査会は条例に基づき異議申立ての対象となった公文書並びに異議申立人及び実施機関の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### (1) 本件対象公文書について

本件文書は、横須賀港走水大津地区漁場改良事業について、質問者から実施機関に対し提出された質問書及びこれに対する実施機関の回答書である。

質問書は「公開質問書」と題され、その名あて人として、実施機関、事業主体及び事業に係る工事施工業者の名称及びその代表者名が列記されており、各々へ個別に提出されている。

質問書には、質問者の運動理念、当該事業に関する問題の指摘、批判とこれに対する回答を求める旨が記載されている。

また、回答書には、質問者の批判に対し実施機関が具体的な事実を例示し、これを否定する内容が記載されている。

### (2) 条例7条2号アの該当性について

条例7条2号アでは、「公開することにより、当該法人等...の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるもの」については非公開とすることとしている。

本件の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」については、法人等の名誉、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれるか否かが争点となっていることから、この点について具体的に検討する。

ア 「質問者の名称」、「回答の相手先」、「質問者の運動理念」については、質問書の表紙、題及び本文中に「公開質問書」という語が明記されていること、また、質問者として記載された団体ないし個人が公開を望まないとは推測される特段の事情は認

められないことから、当該部分をことさら非公開とする理由は見出せない。

なお、実施機関は、当該部分を質問者に無断で公開することにより、質問者の活動や結社の自由が損なわれると判断しているが、これらを公開しても、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは考えられず、条例7条2号アには該当しないと認められる。

イ 次に、「指摘されている法人等の名称及び指摘されている内容」について検討をする。

「指摘されている法人等の名称」については、部分公開された回答書の中で、事業主体たる漁業協同組合の名称が明らかになっていること、また、工事施工業者の名称は、本事業が公有水面で実施されている公共的事業であること、当該工事が公然と行われていることに鑑み、非公開とする理由はないと考える。

また、各法人の代表者名は商業登記簿により何人も閲覧が可能であることから、非公開とする理由はないものとする。

次に、質問者が法人等に対し摘示している内容について実施機関は、当該情報を公開した場合、名誉侵害や社会的評価の低下につながると指摘するが、実施機関が質問書に対して提示した回答書の中では、質問者が行った指摘、批判について、具体的な事実を示して、これを否定しており、その内容は既に公開されている。

回答書は質問書の内容に明確に反論しており、本件質問書と回答書が一体の文書として取り扱われる限りにおいては、指摘されている法人等の名誉侵害や社会的評価の低下を招くおそれはないと考える。

ウ 以上から、本件文書は、条例7条2号アに該当しないものと判断する。

エ ただし、本件文書については、質問書のみが公然性を有するような状態に置かれるときには、指摘されている法人等の正当

な利益が害される可能性も考えられる。

したがって、本件文書の公開に当たっては、質問書と回答書とを一体の文書として開示するよう配慮すべきである。

以上、審査会の結論に記載のとおり答申する。

横須賀市情報公開審査会

委員長 安達和志

委員 原田一明

委員 遠藤正敏

委員 木村キ又子

委員 千賀重義

< 参考 > 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 の 内 容
平成14年3月1日	・市長からの諮問
平成14年3月25日	・実施機関から「諾否決定理由説明書」を受理した。
平成14年4月16日 (第1回審査会)	・審議
平成14年6月18日 (第3回審査会)	・審議
平成14年7月19日 (第4回審査会)	・異議申立人の口頭意見陳述 ・審議
平成14年8月22日 (第5回審査会)	・実施機関の口頭説明 ・審議
平成14年9月24日 (第6回審査会)	・審議
平成14年10月31日 (第7回審査会)	・審議